

令和7年度第3回白井市市民参加推進会議

日 時：令和7年9月24日（水）
午前9時30分～正午
場 所：白井市役所東庁舎1階
会議室101

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和6年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料1-1、2）
【9：30～10：10】

事業番号④ 白井市犯罪被害者等支援条例制定事業（市民活動支援課）

事業番号⑤ 路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業（健康課）

(2) 総合的評価における担当課ヒアリング（資料2-1、2）
【10：10～11：15】

事業番号④ 白井市犯罪被害者等支援条例制定事業（市民活動支援課）

事業番号⑤ 路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業（健康課）

(3) 市民参加条例の見直しについて（資料3）【11：15～11：50】

3 その他【11：50～12：00】

4 閉 会

令和7年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号④ 白井市犯罪被害者等支援条例制定事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		●●委員		
総合評価 ①+②+③ 上限(30点)		◎ 良好	28点	○ 妥当	19点	◎ 良好	20点	◎ 良好	26点	
総合コメント		パブリックコメントだけではあったが、LINEを用いて広報した効果か閲覧件数が多かった。意見提出はなかったものの、本条例を目にした方は多かったと考えられる。		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業においては、市民参加の手法としてパブリックコメントを実施されています。法令や条例の性格上、その判断には一定の合理性があると理解できます。ただ、パブリックコメントは、条例の目的や背景が丁寧に説明されることで意見が出やすくなり、条例の実効性を高める契機となりますので、今後同様のパブリックコメントを実施される場合は計画や条例の概要を作成することが望ましいと考えます。 ・本条例は「市の基本理念を定める条例」に該当するため、今後、より市民参加を充実させるとすれば、説明会や意見交換会、関係団体との意見聴取など多様な手法も有効ではないでしょうか。 		概ね妥当に実施されている。		パブリックコメントへの意見が0ではあったが、ホームページのアクセス数が661件であり、この事業を周知することが出来たと考えるが、犯罪被害者週間での実施であることから週間中の行事として意見交換会等を実施したほうが良かったと考える。		
担当課ヒアリング 質問事項		閲覧件数が多かったことについて分析などしていらっしやったら教えてください。		事業の特性上やむを得ないとは思いますが、パブリックコメントの応募件数が0件であったことについて、どのように分析されていますでしょうか。また、計画や条例の概要を作成することは検討されましたでしょうか。		結果公表についてより積極的に取り組めなかったのか。				
評価項目		評点		評点		評点		評点		
①市民参加の方法	評点	9		5		6		9		
	区分	適切		やや不適切		やや不適切		適切		
②市民参加の手続き(基準)	評点	10	/	8	/	8	/	9	/	
	区分	良好		妥当		妥当		良好		
③市民参加の手続き(水準)	評点	9	/	6	/	6	/	8	/	
	区分	とても積極的		積極的		積極的		とても積極的		
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	
パブリックコメント (意見公募)募集	基準	LINEを用いて広報した効果か、閲覧件数が他のパブコメより多くなっていた。LINEでの効果なのであれば、LINEでの広報を必須にすると良いのではないかと考えられる。	基準	条例基準に則って、適切にパブリックコメントの募集がなされています。ホームページのアクセス件数も661件と多いです。	基準	概ねよく実施されているが「公表」についてより積極的な対応を求めたい。	基準	結果の公表場所に図書館が含まれていない。		
	10		8		8		9			
	水準		水準		水準		水準		水準	パブリックコメントの意見が0ではあったが、結果公表は、パブリックコメントの事前周知場所と最低限同じとすべきと考える。
	9		6		6		8			

令和7年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号④ 白井市犯罪被害者等支援条例制定事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		平均（小数点以下切り捨て）	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		◎ 良好	23点	◎ 良好	24点	◎ 良好	20点	◎ 良好	22点
総合コメント		「犯罪者等支援」というテーマについては、今回のようなパブコメの実施を積み重ねながら、市民の認知のレベルを少しずつ高めていくという活動が必要と思われます。		HPへのアクセス件数が多く、市民の関心が高い事業だったと思われませんが、意見提出につながるような取り組みが必要であったと思います。また、その他の市民参加の手法があった方が良かったと思います。		特になし			
担当課ヒアリング 質問事項		事前周知は多くの手段にて実施されましたが、パブコメの意見が0件であった原因と、今後の対策についてご意見を聞かせてください。		市民参加の手法について、パブコメ一択とした経緯をお聞かせください。					
評価項目		評点		評点		評点			
①市民参加の方法	評点	9		8		6		6	
	区分	適切		概ね適切		やや不適切		やや不適切	
②市民参加の 手続き (基準)	評点	9	/	9	/	6	/	8	
	区分	良好		良好		要改善		妥当	
③市民参加の 手続き (水準)	評点	5	/	7	/	8	/	7	
	区分	積極的		とても積極的		とても積極的		とても積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント		評点	コメント			
パブリックコメント (意見公募)募集	基準	おおむねきちんと実施されていると思われます。		基準	概ね条例基準を満たして実施されていた。市HPへのアクセス件数も多く、意見提出につながるような工夫があると良かった。		基準	条例基準通り	
	9			9			6		
	水準	結果の公表が、募集と同じ場所で行われておりません。		水準	意見提出が0件であったことを公表したことは評価できる。		水準	犯罪抑止の向上	
	5			7			8		

令和7年度市民参加実施事業 評価まとめ表 事業番号⑤ 路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業

委員氏名		●●委員		●●委員		●●委員		平均（小数点以下切り捨て）	
総合評価 ①+②+③ 上限（30点）		○ 妥当	18点	◎ 良好	21点	◎ 良好	20点	◎ 良好	20点
総合コメント		受動喫煙という、市民にも関心の高いテーマであるがゆえに、パブコメのみならず、アンケートなど他の方法を検討することもあって良かったものと思われま。		パブコメ資料や提出意見は分かりやすくまとめられていた。審議会が設置されているのであれば、そこでの報告・協議があれば良かったと思います。		喫煙禁止場所での喫煙を度々見かける。また、運動会や部活動の応援などのことにも関わる部分での喫煙も多い。早期に多くの意見を集約し、制定をお願いしたい。			
担当課ヒアリング 質問事項		・2名6件の貴重な意見の公表場所が資料提供場所と同じでなかったことについて、ご意見を聞かせてください。 ・市民参加について、アンケートなどの他の方法は検討されなかったのかについて聞かせてください。							
評価項目		評点		評点		評点			
①市民参加の方法	評点	7		8		6		6	
	区分	概ね適切		概ね適切		やや不適切		やや不適切	
②市民参加の手続き（基準）	評点	7		8		6		7	
	区分	妥当		妥当		要改善		妥当	
③市民参加の手続き（水準）	評点	4		5		8		6	
	区分	やや積極的		積極的		とても積極的		積極的	
手法ごとの評価		評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント		
パブリックコメント （意見公募）募集	基準	7	結果公表の方法につき、わかりやすい工夫がみられず、また公表の方法についてもホームページへの掲載のみでした。	基準	提出意見はわかりやすくまとめられていた。	基準	条例基準通り	基準	
	水準	4	結果公表の方法につき、提供した場所と同じ場所で行われておりませんでした。	水準	提出意見は市HPだけではなく、他の方法での公表もあると良かった。	水準	健康増進と保険医療の減額をすることで、市の税収が他の部分に使えることが望ましいと考える。	水準	
					5		8		6

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号④ 白井市犯罪被害者等支援条例制定事業（市民活動支援課）

質問事項	回答
【パブリックコメントに関する質問】	
①閲覧件数が多かったことについて分析などしていらっしゃったら教えてください。 (●●委員)	閲覧数の確認を行っていないため、分析は行っておりませんが、犯罪被害者週間の期間を活用し、複数の媒体で重点的に周知したことの結果であると捉えています。
②事業の特性上やむを得ないとは思いますが、パブリックコメントの応募件数が0件であったことについて、原因の分析と、今後の対策についてご意見を聞かせてください。 また、計画や条例の概要を作成することは検討されましたでしょうか。 (●●委員)(●●委員)	ご指摘のとおり、閲覧件数が多かったものの、応募数が少なかったことは、事業の性質から当事者以外が意見を提出することが難しかったことも一因としてあると思います。 このほか、あくまでも推測ですが、当市の支援項目が、当時、県内では最も充実しており、全国でも充実していたことから、特に意見がなかったのかもしれないものと捉えており、結果的に意見が0件になってしまったものと捉えております。 条例概要については、議会提案前ということもあり、現段階で作成することが難しかったため、実施しなかったものですが、パブリックコメントの実施については、周知を徹底することと、意見の提出に向けた物理的、心理的な障壁を減らすことが重要と考えていますので、今後、検討していきます。
③結果公表についてより積極的に取り組めなかったのか。 (●●委員)	当時については、意見数が0件であったことから、十分であると捉えておりましたが、結果の公表については重要であることから、今後はより取り組みます。
【その他の質問】	
④市民参加の手法について、パブコメ一択とした経緯をお聞かせください。 (●●委員)	事業の性質上、当事者のニーズを把握することが重要であるため、ヒアリングについては検討したところですが、当事者を特定することや公開された場で意見を伺うことが課題であったことから断念しました。 市民参加については、パブリックコメントのみとなりましたが、制度設計に当たっては、統計等をはじめ、県、千葉県警察及び千葉犯罪被害者支援センターに現場の実情を伺いながら制度設計したことから、ヒアリングはできませんでしたが、一定程度は、当事者のニーズは把握できたものと捉えております。 また、このほか、白井市自治連合会、警察、市、PTA、小中学校校長、商工会、工業団地と市で組織される白井市防犯組合と条例制定に向けた意見交換会を実施しています。

市民参加推進会議
ヒアリング対象事業 質問及び回答

事業番号⑤ 路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業（健康課）

質問事項	回答
【パブリックコメントに関する質問】	
①周知の際に LINE の活用などは考えなかったのでしょうか。 このテーマであれば子育て支援の団体などにご意見をいただくことも可能だったのではないのでしょうか。そのような検討は行われませんでしたか。 (●●委員)	1 回目のパブリックコメントでは LINE の活用は行いませんでしたが、2 回目のパブリックコメントでは、多くの市民へ周知し意見が得られるよう、LINE による周知も行いました。 また、幅広く意見を聴取するため、対象を絞って意見を募る等の方法は検討しておりません。
②パブリックコメント募集以外の市民参加の手法は検討されましたでしょうか。なぜ、パブリックコメントを市民参加の手法として採用されたのかということと合わせてご教示ください。 (●●委員) (●●委員)	パブリックコメント募集以外には、健康づくり推進協議会（審議会）にて意見を伺いました。 その他には、自治連合会役員会にて説明し、意見を伺いました。 なお、パブリックコメントを採用した理由は、市民参加の代表的な手法であり、多くの市民が参加可能な手法であるためです。
③2 名 6 件の貴重な意見の公表場所が資料提供場所と同じでなかったことについて、ご意見を聞かせてください。 (●●委員)	ホームページ以外に、市役所・保健福祉センター・図書館・各センター等、募集時の使用提供場所と同じ市内 12 か所で結果公表を行いました。 評価調書への記入が漏れており申し訳ございません。
【その他の質問】	
④ホームページ以外のアクセスがどの程度あったのか教えてください。 (●●委員)	ホームページ以外での、パブリックコメントに対するアクセス（問合せ）はありませんでした。 なお、パブリックコメントに関わらず、分煙施設に対する問合せや意見は数件いただいております。

他市の取り組み事例について

1 SNS活用の制度化

ワークショップ・審議会のSNS活用を明文化

①導入するメリット

- ・若者の目に留まりやすい
- ・身近で分かりやすい
- ・地域への関心の向上
- ・財源の考慮が少ない

②事例

- ・インスタグラムでワークショップの様子を投稿（神奈川県秦野市）
 - ・LINEでワークショップ情報を発信（北海道伊達市、松戸市等）※
 - ・審議会のYoutubeライブ配信（八千代市）
- ※白井市も事例あり

2 オンライン審議会

（1）審議会等をオンラインで開催

①導入するメリット

- ・時、場所を選ばずに参加可能になる
- ・参加する市民の固定化を防げる
- ・性別や年齢層を問わない

②事例

- ・福島県耶麻郡磐梯町「磐梯町デジタル変革審議会」

（2）オンライン傍聴の明文化

①導入するメリット

- ・オンライン傍聴の運用の安定性向上
- ・市民に平等に保障される
- ・視聴する上で遵守すべきことが明確になる

②事例

- ・神奈川県大和市「大和市市民参加推進条例施行規則」
- ・神奈川県横須賀市「審議会等の設置及び運営に関する要綱」
- ・神奈川県中郡二宮町「二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱」

3 市民政策提案手続き

市民が一定の条件により、市に対して政策や制度の改善・新設を正式に提案できる仕組み。

①導入するメリット

- ・地域課題の解決や市の活性化につながる
- ・市政に参加しやすく、市に対する関心や意識が高まる
- ・主体的に活動するきっかけにもなる
- ・幅広いニーズに対応した政策の実現が可能
- ・行政の透明性の向上

②事例

- ・埼玉県春日部市「春日部市市民参加推進条例」
- ・北海道北広島市「北広島市市民参加条例」
- ・埼玉県和光市「和光市市民参加条例」

4 市民会議

地域住民や市民が主体的に集まり、地域の課題について意見交換を行い具体的な活動や提言を行う。

①導入するメリット

- ・住民主導の課題解決を模索する場の提供になる
- ・多様な参加者が参加出来る
- ・住民の意見をまとめ、直接行政に提言できる

②事例

- ・気候市民会議 つくば市、世田谷区
- ・環境市民会議 八王子市、小金井市
- ・誰もがともに暮らすための市民会議 さいたま市

2 オンライン傍聴

神奈川県大和市「大和市民参加推進条例施行規則」

第10条（傍聴手続等）

第1項	傍聴に当たっての申込方法は、当日受付とする。この場合において、申込者数が傍聴席数を超える場合は、先着順とする。
第2項	前項前段の規定にかかわらず、会議をオンラインで開催する場合における申込みは、会議の長が指定する日までにを行うものとする。
第3項	傍聴者は、会議の長が必要と認めた場合には、氏名及び住所を記入した傍聴申込票を会議の長に提出しなければならない。
第4項	傍聴者は、会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
第5項	傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会議の長の許可を得た場合は、この限りでない。
第6項	会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

神奈川県横須賀市「審議会等の設置及び運営に関する要綱」

第9条の2（オンライン視聴）

第1項	審議会等の会議のオンライン視聴（以下「オンライン視聴」という。）は、審議会等の全ての委員の同意を得たうえで実施することができる。
第2項	オンライン視聴の実施は、会議と同時に又は事後に行うものとする。この場合において、オンライン視聴の実施における技術上の必要性があるときは、視聴者の申込みの際に当該視聴者の氏名及び連絡先に限って個人情報を収集することができる。
第3項	審議会等は、前項の会議と同時にオンライン視聴を実施する場合は、視聴者の定数、定数を超えて視聴希望があった場合の視聴者の選定方法、視聴時の遵守事項等について規定するものとする。

神奈川県中郡二宮町「二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱」

第5条（オンライン傍聴）

第1項	Web会議システムによるオンライン開催時の傍聴（会場とオンラインを併用する会議のオンライン傍聴も含む。）は、Web会議システムへの入室のみ認めることとする。この場合において、傍聴者はWeb会議システムのカメラ及びマイクをオンにすることはできない。
第2項	オンライン開催時の傍聴者の定員は10人（団体等の代表者の端末で複数人が傍聴する場合は、当該団体等の代表者以外の者は定員の数に含まない。）以内とし、傍聴希望者又は傍聴希望代表者は氏名及び電子メールアドレスを庶務担当課長が定める日までに届け出るものとする。
第3項	傍聴者の決定方法は、第3条第3号の規定を準用することとし、傍聴者が決定したときは、庶務担当課長は傍聴者の電子メールアドレスにWeb会議システムへの入室に必要なID及びパスワードを送信するものとする。
第4項	Web会議システムによるオンライン傍聴時の会議資料は、庶務担当課長が定める方法により傍聴者へ提示又は提供するものとする。
第5項	通信回線の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、附属機関等はその責を負わない。
第6項	庶務担当課長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、第6条第2項に定める遵守事項を記載した「オンライン傍聴者の遵守事項」（第3号様式）を傍聴者に送信することにより、会議の秩序の維持に努めなければならない。

市民政策提案手続

埼玉県春日部市「春日部市市民参加推進条例」

14条（市民政策提案手続）

第1項	市民は、市民5人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対し、対象事項について現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案できるものとする。
第2項	市の機関は、対称事項について、提案を求める目的、提案者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表して、市民に対し、提案を求めることができる。
第3項	市の機関は、前項2項の規定により提案された政策について総合的に検討し、検討結果を春日部市市民参加推進審議会に通知し、意見を求めなければならない。
第4項	市の機関は、検討結果とその理由及び春日部市市民参加推進審議会の意見を公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。

北海道北広島市「北広島市市民参加条例」

12条（市民政策提案）

第1項	市内に住所を有する者は、その10人以上の連署をもって、その代表者から、市の機関に対し、市民政策提案（政策等（第5条第2項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する政策等を除きます。））について具体的な意見を提案し、市の機関がその意見及びその意見に対する市の機関の考え方を公表することをいいます。以下同じです。）を行うことができます。
第2項	市民政策提案には、市政の現状及び課題、提案する意見の内容、その意見に基づき政策等を実施することにより期待される効果等を示すものとします。
第3項	市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、次に掲げる事項を公表するものとします。 (1) 市民政策提案の内容 (2) 市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由
第4項	市の機関は、市民政策提案の内容の検討を終えた場合は、第1項の代表者に対し、その市民政策提案の内容を検討した結果及びその理由を回答するものとします。
第5項	第3項の公表及び前項の回答は、市民政策提案を受けた日から90日以内に行わなければならない。ただし、90日以内に公表及び回答をすることができないやむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

埼玉県和光市「和光市市民参加条例」

第9条（市民政策提案手続）

第1項	市民参加手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者からその期間に対して対象事項について行うことができます。
第2項	市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できるものの範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を広報するものとします。
第3項	市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者に通知し、原則として公表するものとします。

市民会議

千葉県四街道市「四街道市市民参加条例」

第12条（市民会議手続）

第1項	市の機関は、市民会議手続を実施しようとするときは、当該市民会議に対し、計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示した上で、計画等についての意見を求めるものとする。
第2項	市民会議に参加する市民等の公募の基準及び方法、議論を行う期間その他市民会議の実施に必要な事項は、計画等の性質に応じ、市の機関が別に定めるものとする。
第3項	前項の場合において、市の機関は、市民会議における議論を円滑に進行し、又は計画等に対する意見の方向性を見出し、若しくは合意形成や相互理解に向け調整する等必要な支援を行うため、市の機関の職員、当該計画等に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を出席させることができる。
第4項	市の機関は、第1項の規定による求めに応じて市民会議から提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。 (1) 市民会議に提示した計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料の概要 (2) 提出された意見の概要 (3) 提出された意見に対する市の機関の考え方 (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項